



Minato City
Promotion Plan for Building Vibrant Parks
**港にぎわい公園づくり
推進計画**

— みんなでつくろう！にぎわい公園2022 —
Let's Work Together to Make Vibrant Parks 2022 !

— 進めよう！おもてなし公衆トイレ2022 —
We Promote Public Toilets for Hospitality 2022 !

令和4（2022）年3月

港区

港区平和都市宣言

かけがえのない美しい地球を守り、世界の恒久平和を願う人びとの心は一つであり、いつまでも変わることはありません。

私たちも真の平和を望みながら、文化や伝統を守り、生きがいに満ちたまちづくりに努めています。

このふれあいのある郷土、美しい大地をこれから生まれ育つこどもたちに伝えることは私たちの務めです。

私たちは、我が国が『非核三原則』を堅持することを求めるとともに、ここに広く核兵器の廃絶を訴え、心から平和の願いをこめて港区が平和都市であることを宣言します。

昭和60年8月15日

港 区

～まちにみどりを、暮らしにうるおいを、人々に笑顔をもにつくるにぎわい公園～

公園は、都心に位置する港区で暮らし、活動する人々が自然や四季の移り変わりを身近に感じながら、遊びや休息、散策、健康づくりなどを楽しむことができる貴重な空間です。同時に、自然や歴史の保全、個性ある都市景観の創造、ヒートアイランド現象に代表される都市環境負荷の軽減、防災性の向上など、都市を支えるインフラとして様々な役割を担っています。



区は、これまで以上に魅力ある公園づくりを進めるため、平成 18 年に「港にぎわい公園づくり基本方針」を策定し、区民・利用者とともに公園の整備、管理、活用を進めてきました。平成 29 年には、公園を取り巻く状況の変化を踏まえ、指定管理者制度を 5 地区の総合支所ごとに導入し、公園の維持管理体制を一新するなど、区民・事業者との連携の強化、民間活力を生かす仕組みづくりを進めてきました。

この間に発生した新型コロナウイルス感染症の影響により、私たちの暮らしは大きく変化しました。「新しい生活様式」の定着が進む中で、身近で安全な遊び場や、心身のリフレッシュの場として、公園等の利用ニーズが拡大しています。

また、ゼロカーボンシティの実現、持続可能な都市の構築、障害の有無に関わらず誰もが安全に遊べるインクルーシブな公園づくりなどの需要から、まちづくりの中で公園が果たす役割はこれまでになく多様化するとともに、重要性が高まっています。

これらの変化に対応しつつ、区民、利用者、事業者など、地域の力を結集し、にぎわいある公園づくりを更に進めていくため、名称を「港にぎわい公園づくり推進計画」に改め、新たな計画を策定しました。

本計画に基づき、様々な主体との連携と協働によって、人々が集い、交流する場となる公園・緑地を育て、公園からみどりと魅力にあふれるまちづくりを広げてまいります。

本計画の策定に参画いただいた、港にぎわい公園づくり推進計画検討会の委員の皆さん、また貴重なご意見、ご提案をお寄せいただいた皆さんに厚く御礼申し上げます。

令和 4（2022）年 3 月

武井 雅昭

目 次

第Ⅰ編 港にぎわい公園づくり推進計画策定の考え方	1
第1章 策定の背景.....	2
第2章 策定の方向性.....	4
1 現状認識と課題.....	4
2 策定の方向性.....	7
第3章 港にぎわい公園づくり推進計画の位置付け.....	9
1 位置付けと目的.....	9
2 期間.....	10
3 対象.....	10
第Ⅱ編 みんなでつくろう！にぎわい公園 2022	15
第1章 理念と目標.....	16
1 理念.....	16
2 担い手.....	17
3 公園づくりの目標イメージ.....	18
4 目標水準.....	21
第2章 基本方針と実現に向けた施策.....	27
1 基本方針.....	27
2 施策の体系.....	28
3 実現のための施策.....	29
第Ⅲ編 進めよう！おもてなし公衆トイレ 2022	65
第1章 理念と目標.....	66
1 理念.....	66
2 目標水準.....	67
第2章 基本方針と実現に向けた施策.....	68
1 基本方針.....	68
2 施策の体系.....	69
3 実現のための施策.....	70

第Ⅳ編 地区別方針 79

第1章 地区別方針の役割 80

第2章 配置計画（公園等の個性と位置づけ） 81

1 公園等に個性を持たせるタイプ区分（利用タイプ） 81

2 区内や地区内での公園等の役割・位置付け 81

第3章 各地区の取組方針 83

1 芝地区 83

2 麻布地区 90

3 赤坂地区 96

4 高輪地区 102

5 芝浦港南地区 108

第Ⅴ編 取組の推進に向けて 115

第1章 推進体制 116

第2章 進行管理 117

資料編 121

1 港区の公園等の現状 122

2 前方針の進捗状況 134

3 港にぎわい公園づくり推進計画策定の経緯 143

4 用語解説 148

第Ⅰ編

港にぎわい公園づくり 推進計画策定の考え方



第1章 策定の背景

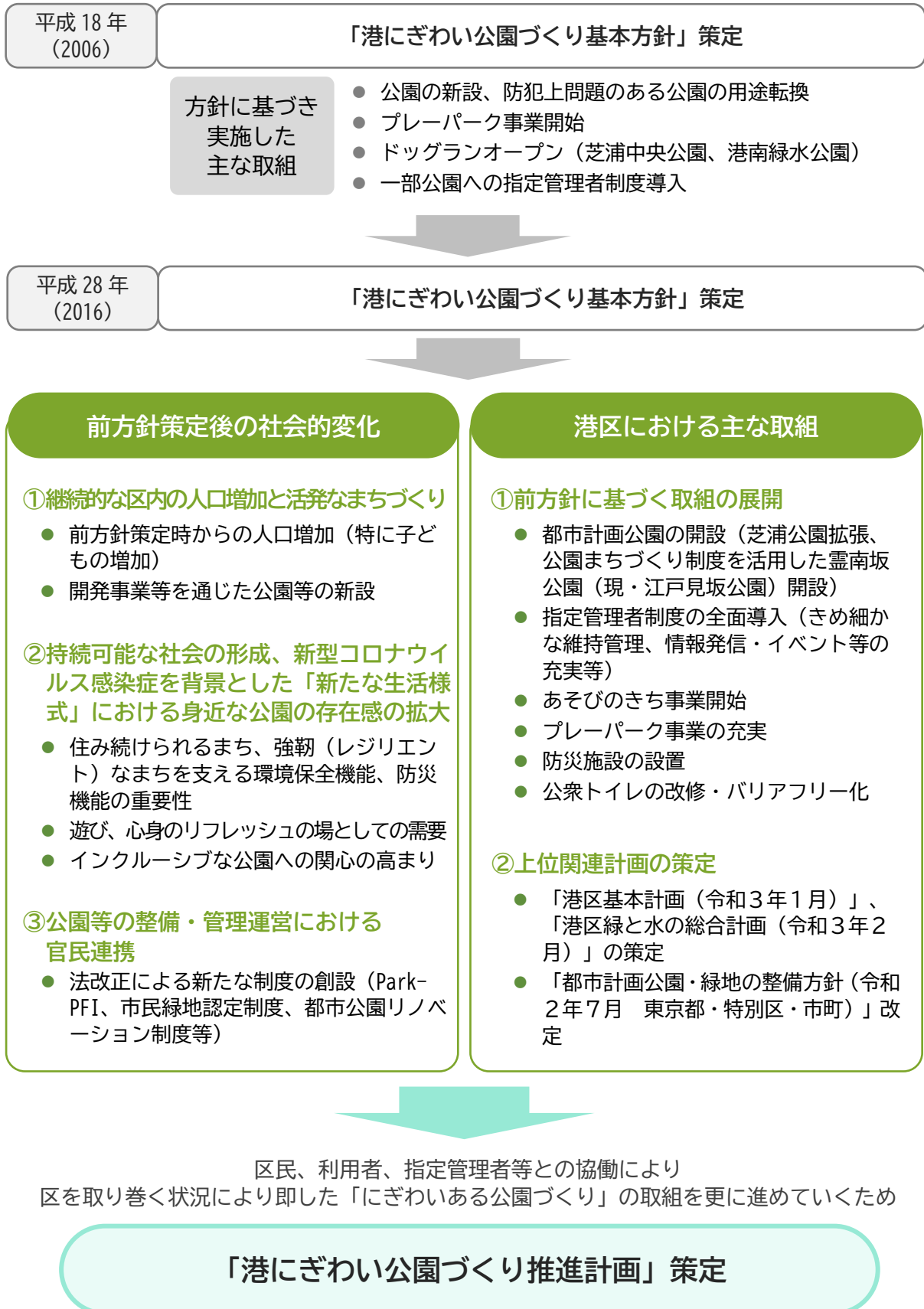
区では、平成18（2006）年に年齢層に関係なく幅広い人々が利用できる「にぎわいある公園」をめざし、区民との協働を基本とし、これまでにない魅力ある公園づくりを進めるため、「港にぎわい公園づくり基本方針」を策定し、区民・利用者とともににぎわいある公園づくりを進めてきました。

平成28（2016）年には、区内の人口増加、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を見据えたまちづくりの動向などの社会的変化と、それまでの区の取組等を踏まえた、「港にぎわい公園づくり基本方針」（以下「前方針」という。）を策定しました。

前方針の策定から5年が経過する中で、都市公園法等の改正、持続可能な開発目標（SDGs）達成に向けた取組の広がり、新型コロナウイルス感染症を背景とした「新しい生活様式」の定着、障害の有無に関わらず子どもたちが安全に遊べる場づくりをめざしたインクルーシブ公園への関心の高まりなど、社会環境が大きく変化しています。

また、区では、指定管理者制度を5地区に導入し、公園の維持管理体制を一新したほか、前方針に基づく様々な取組を実行するとともに、上位計画である「港区基本計画」、「港区緑と水の総合計画」を策定しました。

これらの背景を踏まえ、区を取り巻く状況により即した取組を区民、利用者、指定管理者等とともに更に進めていくため、名称を「港にぎわい公園づくり推進計画」に改め、新たな計画を策定しました。



第2章 策定の方向性

1 現状認識と課題

(1) 公園等に関する課題

①公園等に期待する役割、利用者のニーズの変化に応える公園づくり

【現状認識】

- ・前方針策定時に比べ子どもの人口が増加したことを背景に、遊びの利用に関するニーズが拡大しており（遊具、のびのび遊べる空間、保育園等の代替園庭としての利用（外遊びや運動会利用）、乳幼児が安心して遊べる空間など）、今後の人口動向を注視しつつ対応を図っていくことが求められています。また、売店やレストラン・カフェといった施設へのニーズも、過去と比較して高まっています。
- ・新型コロナウイルス感染症拡大を機とした生活様式の変化により、3密を避けた公園利用が求められる一方で、在宅勤務の増加などにより身近な場所での遊びや、心身のリフレッシュの場として、公園等の利用ニーズが拡大しています。
- ・誰もが住みやすく、安全に安心して暮らせるまちづくりの観点から、公園等が果たすべき役割も重要度を増しています（防災・減災、ユニバーサルデザイン、インクルーシブな公園など）。



課 題

- ✓ 多様な遊びや健康増進の場の提供、防災・減災、ユニバーサルデザイン、インクルーシブな公園等の観点から、変化・拡大するニーズに応える基本的機能のアップデートがハード面も含め必要

②指定管理者の存在を前提とした取組と推進体制の見直し

【現状認識】

- ・指定管理者制度の全面導入により、日常の維持管理及び情報発信・イベント等の利活用促進に関する事業の大部分を指定管理者が担う体制に移行し、各地区を担当する事業者がそれぞれ特色ある管理を展開しています。
- ・公園の管理（使いやすさ、安心感や安全性等）に対する利用者の満足度は向上しており、情報発信、イベント等の取組も活性化しています。



課 題

- ✓ 計画の推進主体の一翼に指定管理者を位置付け、区と指定管理者が連携して質の高い維持管理、利用者が公園等を楽しめる機会の提供を進めていくことが必要

③担い手の多様化・新たな制度を視野に入れた協働のバージョンアップ

【現状認識】

- ・港区は、開発事業等のまちづくりを通じて、民間と連携した公園等（提供公園）の整備やオープンスペースの設置が活発な地域です。
- ・公園で活動するアドプト・プログラム登録団体やプレーパークの運営を担う活動組織をはじめ、魅力あるまちづくりに取り組むエリアマネジメント団体、NPOなど、にぎわいある公園づくりに参加、もしくは参加する可能性のある多様な担い手が存在しています。
- ・都市公園法等改正により整備・管理における民との連携手法が拡大しています（Park-PFI、公園の活性化に関する協議会等）。



課 題

- ✓ 公園が新たな交流やつながりが生まれる場にステップアップしていくため、多様な担い手を柔軟に受け入れる仕組みづくり、新たな制度活用の可能性を視野に入れ、協働の取組をバージョンアップしていくことが必要

(2) 公衆トイレに関する課題

①公衆トイレの老朽化対策と快適性・安全性・清潔さの向上【継続課題】

【現状認識】

- ・ 築 30 年以上の公衆便所が約半数を占めており、老朽化対策が急務となっています。
- ・ 管理水準は保たれていますが、施設の老朽化や、駅のトイレ等の質の向上等を背景に、利用者の満足度は前方針策定時より低下しています。
- ・ 令和元（2019）年度に実施した利用実態調査におけるアンケートの結果から、回答者の半数強が「近くに代替トイレがあれば公衆トイレは必要ない」と考えています。
- ・ 衛生面の確保（新型コロナウイルス感染症対策）、災害時の機能維持、ユニバーサルデザイン、ダイバーシティ（多様なセクシュアリティ等）への配慮等への社会的要請が高まっています。



課 題

- ✓ 老朽化対策及びこれに合わせたバリアフリー化、安全性の向上に継続的に取り組むことが必要
- ✓ 老朽化した公衆便所については、必要性や他施設による代替可能性等を考慮して存続、廃止を判断することも必要
- ✓ 誰もが利用しやすいトイレの提供に向け、ユニバーサルデザイン、ダイバーシティへの配慮についても検討が必要

②民間活力等の導入に関する施策の見直し

【現状認識】

- ・ 区は、前方針に基づき、公衆トイレへの民間活力導入に関する検討を進めてきましたが、今後も区の直営管理とすることを決定しました。
- ・ 一部有料化や命名権の活用についても、検討したものの導入に至っていません。



課 題

- ✓ 公衆トイレに対する民間活力等の導入に関する施策について、コスト面からのアプローチではなく、すでに実施している民間施設のトイレ活用など、安全で清潔な公衆トイレを提供するために民間が有する様々なリソースを生かすという観点から見直しを行うことが必要

2 策定の方向性

平成 28（2016）年 3 月に前方針を策定して以降、区民、事業者など様々な主体と協働・連携して、方針に掲げた取組を着実に実行してきました。中でも、平成 29（2017）年度からの指定管理者制度の全面導入に伴い、公園等を管理・運営する体制が大きく変化しました。

また、この間、区内における年少人口の増加、ダイバーシティ、インクルーシブな公園などあらゆる人々を包摂するまちづくり・公園づくりに対する機運の高まり、新型コロナウイルス感染症を機とした「新しい生活様式」の広がりなど、公園等及び公衆トイレを取り巻く社会状況が大きく変化しています。

こうした状況を踏まえ、次の 5 つの方向性に沿って「港にぎわい公園づくり推進計画」を策定しました。

策定の方向性① 長期的な考え方の継承

にぎわい公園及び公衆トイレ整備に関する長期的な考え方を示す理念は、継承します。

目標、基本方針、施策については、前方針策定後の社会状況や利用者ニーズの変化、区
の取組の成果と課題等を踏まえ、必要な見直しを行います。

策定の方向性② 区民、事業者等の役割拡大を踏まえた施策・取組の再構築

公園等の整備、管理において区民、事業者等が担う役割が拡大していることを踏まえ、区、区民、事業者、指定管理者、NPO・まちづくり団体等の役割を改めて整理し、すでに様々な活動を主体的に行っている地域の活動団体、NPO等の区民の力を活かしながら「みなで公園等を柔軟に使いこなす」「よりよい公衆トイレを実現する」という視点に立って、施策・取組を再構築します。

策定の方向性③ 社会的要請、利用者ニーズを踏まえた公園等の機能更新

ゼロカーボンシティの実現、持続可能な都市の構築の観点、また、子どもたちの多様な遊びや「新しい生活様式」のもとでの心身のリフレッシュの場などに対する需要の高まりを受け、公園等の機能の充実をハード、ソフトの両面から検討します。

あらゆる人々を包摂するまちづくりに向け、公園等及び公衆トイレにおいてバリアフリー、ユニバーサルデザイン、インクルーシブな公園、ダイバーシティへの対応の充実を図ります。

港区の公園等が有する歴史・文化・自然等の固有の資源を大切にしながら、公園等の個性として生かした整備、活用を進めます。

民間のオープンスペースと公園等の役割を踏まえながら、公園等の機能の充実を図ります。

策定の方向性④ 安全・安心して快適な利用の維持・向上

公園等における遊具をはじめとする施設の安全管理と長寿命化、樹木の適正管理、公衆トイレにおける衛生面を含めた清潔さの向上や防犯対策など、安全・安心、快適な利用を支える取組を継続します。

多様な利用者へのわかりやすい情報提供（外国語案内板、触知案内板等）の取組を継続します。

策定の方向性⑤ 適切な進行管理と5地区が連携する推進体制の構築

指定管理者制度全面導入に伴い、5地区の特性に応じた管理が展開され始めた現状をより良い方向に伸ばしていけるよう、多様な主体が参画するための仕組みづくり、区として公園事業全体の進行管理（PDCA）を適切に行う方法を整えます。

5地区が相互に連携・情報共有することによる質の更なる向上をめざし、5地区の区担当・指定管理者が認識の共有、意見交換を行うことができる推進体制を構築します。

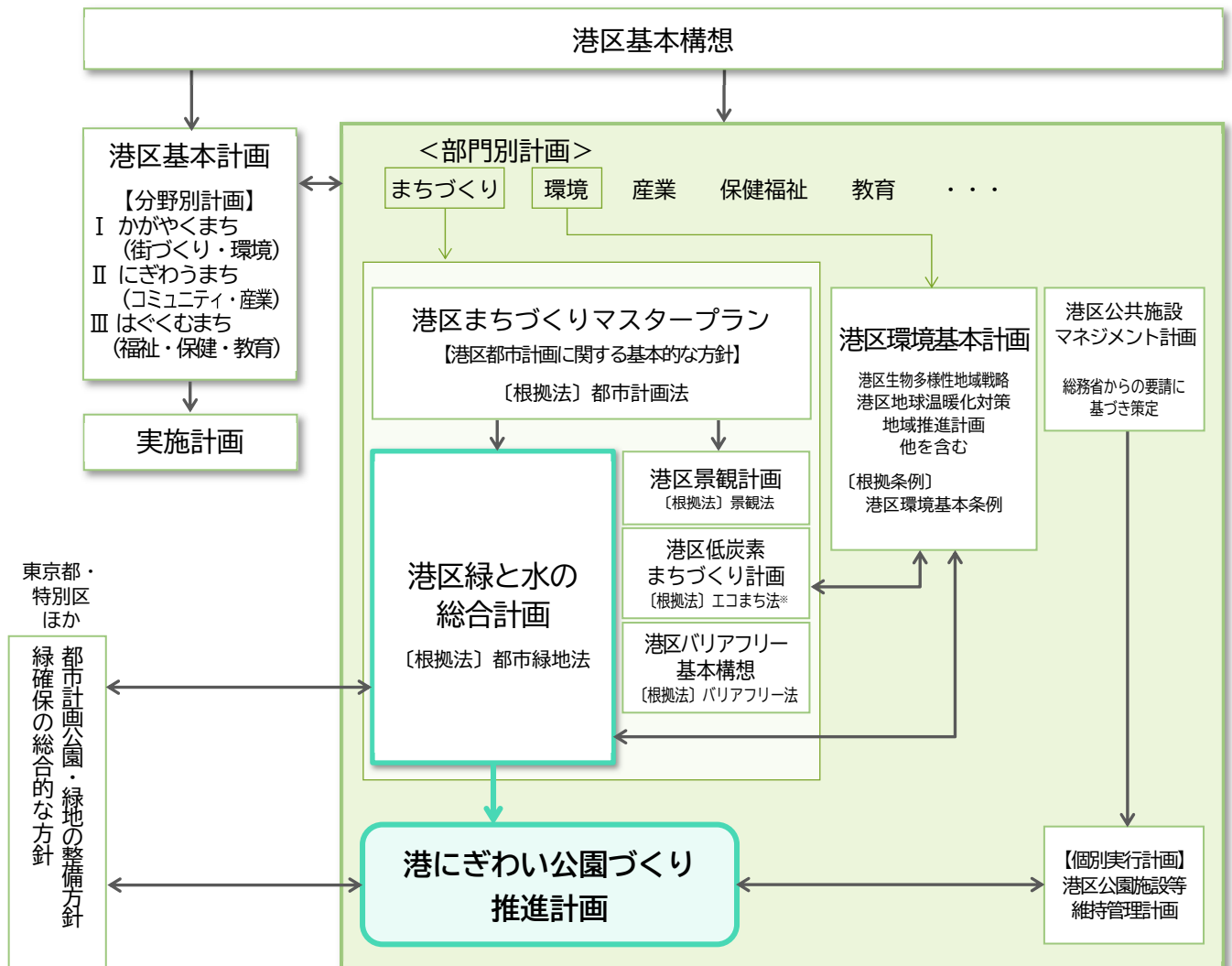
第3章 港にぎわい公園づくり推進計画の位置付け

1 位置付けと目的

「港にぎわい公園づくり推進計画」は、年齢層に関係なく幅広い人々が利用できる「にぎわいある公園」をめざし、公園・緑地の整備、管理、利用に関する指針となる基本的な考え方と、区、区民、事業者等が協働して進める具体的取組を示したものです。

「港区基本計画」を上位計画とし、特に港区の緑とオープンスペース、水に関する総合的な計画である「港区緑と水の総合計画」の施策を受けて策定するものです。

■ 「港にぎわい公園づくり推進計画」の位置付け



※ 都市の低炭素化の促進に関する法律

2 期間

本計画に基づき実施する具体的取組は、「港区基本計画（令和3年度～令和8年度）」との整合を図りつつ、策定から5年後（令和8年度）の実現をめざします。

また、取組の進捗状況や公園等利用実態調査の結果、区を取り巻く社会経済情勢の変化に合わせ策定します。

	令和3 2021	4 2022	5 2023	6 2024	7 2025	8 2026	9 2027	10 2028	11 2029	12 2030	
港区基本計画	○	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
港区緑と水の総合計画	○	→	→	→	→	→	→	→	→	→	○
港にぎわい公園づくり 推進計画	→	策定	→	→	→	→	策定予定	→	→	→	→

3 対象

本計画は、以下に示す区内の「公園・緑地」及び公衆トイレを対象とします。

区の地域特性を踏まえ、区が設置・管理する公園等のほか、国や東京都の公園、開発事業等により設けられるオープンスペースも対象とします。

■ 本計画の対象

公園・緑地	1) 公園等 ・ 区が設置・管理する区立公園、児童遊園、緑地、遊び場
	2) 都の公園、国の公園 ・ 東京都の都立公園、都立海上公園 ・ 国の公園（国立科学博物館附属自然教育園、明治神宮外苑）
	3) オープンスペース※ ・ 公園等と同等の機能を有する民有地の広場や緑地等（総合設計制度による公開空地、その他都市開発諸制度による有効空地等）
公衆トイレ	区が駅前、道路上などに設置した公衆便所 （補完する形で設置された公園等のトイレも対象に含む）

※前方針では「民有空地」と称してきたが、上位計画である「港区緑と水の総合計画」と整合を図り、「オープンスペース」に改める。

■ 公園・緑地の整備状況

種別		平成17（2005）年		平成26（2014）年		令和3（2021）年	
		箇所	面積（㎡）	箇所	面積（㎡）	箇所	面積（㎡）
港区の公園等	区立公園	43	257,427	49	303,276	49	321,138
	区立児童遊園	59	34,375	58	41,347	56	41,648
	区立緑地	25	55,623	37	74,852	40	78,873
	区立遊び場	14	16,531	12	10,050	10	8,183
	小計	141	363,956	156	429,525	155	449,842
東京都の公園		7	324,200	8	339,829	8	341,382
国の公園		2	268,600	2	263,716	2	263,716
公園等面積（㎡）		150	956,756	166	1,033,069	165	1,054,939
（参考値）オープンスペースの面積（㎡）※1		134	312,282	175	344,427	189	367,045
人口（人）※2		172,237人		237,145人		258,821人	
一人当たり公園等面積（㎡/人）		5.55㎡/人		4.36㎡/人		4.08㎡/人	

※1 総合設計制度により設けられる公開空地の総面積

※2 住民基本台帳に基づく各年4月1日現在の人口

■ 公衆トイレ設置数の推移

	平成17（2005）年	平成26（2014）年	令和2（2020）年
公衆トイレ設置数 （公園等トイレ含む）	96箇所	106箇所	99箇所
うち公衆便所	36箇所	33箇所	32箇所

※公園等トイレは、1公園に2箇所以上のトイレがある場合は、2箇所とカウント

※公衆便所については、前方針策定後、泉岳寺駅地区第二種市街地再開発事業の施行に伴い、車町公衆便所を廃止

【参考】港区の公園等の制度体系

区立公園

- ・都市公園法により都市公園として位置付けられるもので、「港区公園条例」に基づき区が設置、管理するもの。
- ・都市公園法で示された設置基準に則り、施設の設置・管理が行われます。
- ・なお、都市公園ではないが、港区では区立公園に加え、「港区立上下水道施設上部利用公園条例」に基づき、上下水道施設の上部を利用して芝浦中央公園、芝給水所公園を設置・管理しています。

児童遊園

- ・児童に健全な遊び場を与えその健康を増進し、情操を豊かにすることを目的に設けられた施設。
- ・港区の「児童遊園」は、区独自の「港区立児童遊園条例」に基づき設置・管理を行っています。

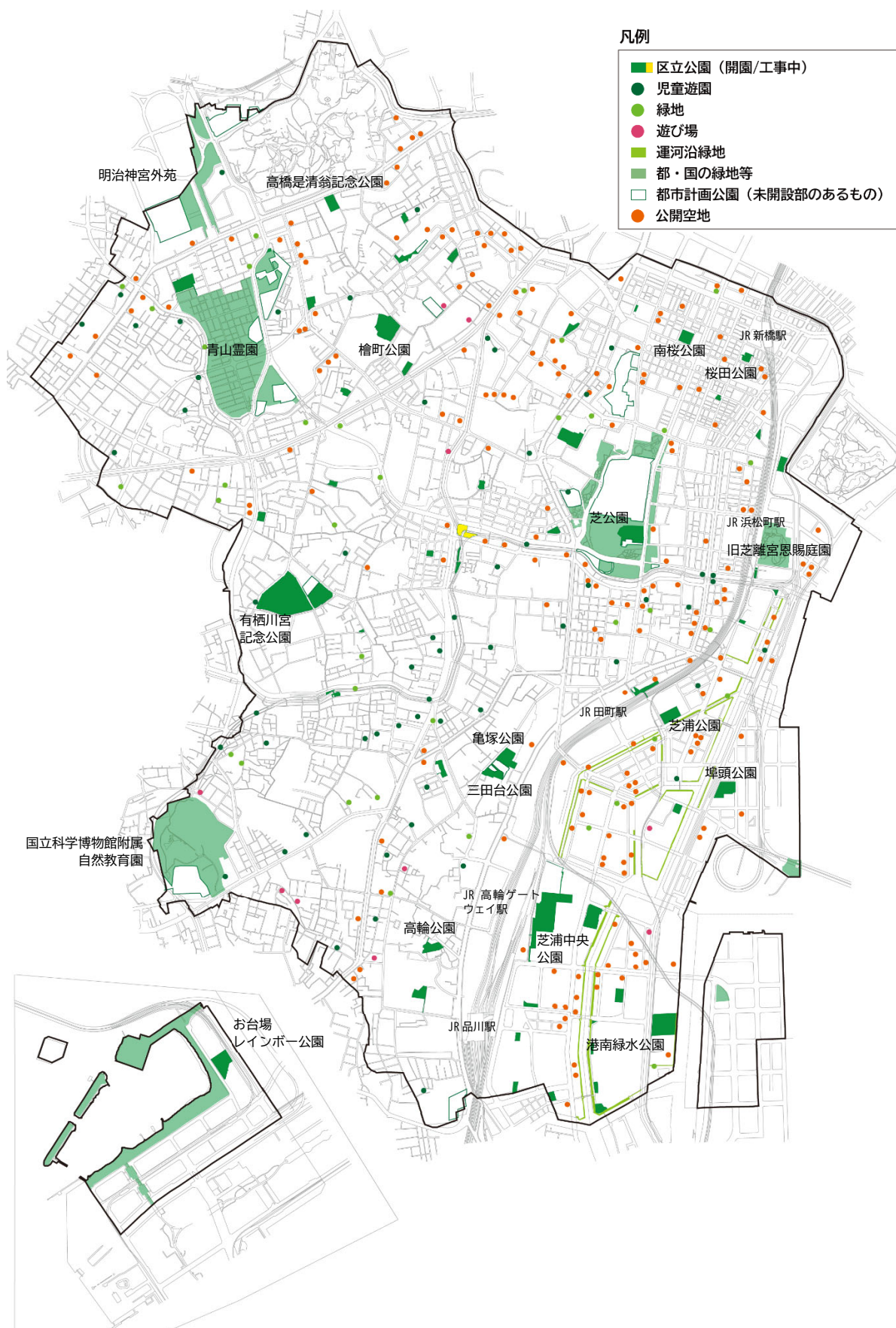
緑地

- ・区立公園、児童遊園、遊び場のいずれにも属さない緑地や広場を管理するために設けられた「港区緑地管理要綱」に基づき管理する施設。
- ・「自然環境保全・改善を図り、一般に開放することを目的に植栽や水辺を施した施設」と定義されています。
- ・主に、①開発事業等により設置され区に提供された緑地・広場、②道路敷や古川沿いの植え込み地、③運河の内部護岸の上部開放地（運河沿緑地）の3つのタイプがあります。

遊び場

- ・昭和40年代、急増する子どもたちの遊び場を緊急的に確保するために設置された「港区遊び場対策本部」において、遊休地の一時開放として位置付けられた施設。

■公園・緑地分布図（令和3年4月1日現在）



■ 公衆トイレ分布図（令和3年4月1日現在）

